

様式4 川西市立小学校施設耐震化・大規模改造PFI事業 入札説明書等に関する質問への回答(第2回)

ID	資料名	ページ	項目	内容	回答
1	入札説明書	12	第3.3.(2).イ.(イ).b.(b)	複数の場合の要件として「工事を適切に分担すること」とは ①全体の工事を共同して分担して施工(全体を甲型JV) ②棟または学校単位で担当企業を決め施工(乙型JV) ③各学校毎で共同施工棟と担当企業の施工の混在等(例えば某小学校のア棟は企業Aの施工、イ棟はABの共同施工、仮設校舎は企業Bの施工)、①～③など、このパターンに限りませんが施工の分担方法は事業者提案で良いと考えてよいでしょうか。	分担内容は事業者の提案によりますが、同一の学校において、分担施工を行う対象棟又は仮設校舎については、その分担する工事ごとに、監理技術者又は主任技術者を配置してください。
2	入札説明書【別紙2】	44	2.ウ	外部から資金調達を行う際、基準金利の決定が落札者決定日となっておりますが、一般的にPFI事業では施設引渡し日が基準日になることが多く見られます。落札者決定日からの施設引渡し日までがフォワードリスクとなり、金融機関からの借入が難しい条件となっていると考えられますが、どの様な経緯からこの様な条件となったのかご教示ください。また、割賦払となる金額も大きいため、基準金利の決定をご再考頂けないでしょうか？	最近の金融情勢等を踏まえ、基準金利の決定日を、「事業対象校のうち最初に引き渡しがなされる対象校の引渡日の2営業日前」と修正します。
3	入札説明書【別紙2】	44	2.ウ	質問回答のID10で「自己資金で調達する場合などは、実態に合わせた調達の考え方を明示」とあります。自己資金で調達した場合は、金利の決定日など金利条件は事業者側で決定し、その条件を提案に明示するという認識で宜しいでしょうか？	ご指摘の理解で結構です。NO.2の回答を踏まえ、様式集の様式6-5-1「資金計画に関する提案書」の所定の記入欄である借入条件について、事業者側で決定し、記入してください。なお、自己資金で調達する場合で金利が0%の場合、基準金利とスプレッドの欄は未記入とし、金利のみ0%と記載してください。
4	入札説明書【別紙2】	45 46	3.(1).ウ、 3.(2).ウ	部分払、完成払とも、請求時期に「完成確認通知書の交付日」とありますが、仮設校舎を建設した場合、完成確認を行う時期は、耐震補強等工事が完成し、仮設校舎からの引越しの前の時期に行い、完成確認通知書は仮設校舎の解体を待たずに交付していただける、との解釈でよろしいでしょうか。	仮設校舎の整備は大規模改造業務に含まれるため、完成確認の通知書は、仮設校舎の解体後に交付します。
5	要求水準書	10	第4.1.(1).ア.d	既設キュービクルは、経年劣化により更新が必要な機器があると見受けられますが、容量増設に伴う改造には、この経年劣化による更新工事は含まず、今回の空調整備に伴う電気容量の増設工事のみと考えてよろしいですか。	経年劣化による更新は応募者の提案によるものとします。
6	要求水準書	11	第4.1.(1).ア.e	空調設備の整備に伴って改設キュービクルのトランス増設・交換を見込むようになっておりますが、前回の現地調査の結果、改設キュービクルの殆どが、消防設備安全センターの認定外の製品と見受けられます。トランスの増設・交換に伴って、消防設備等設置届の手続が必要となるため、消防局との協議により、当該認定品以外は認められないケースも多く、キュービクル自体の交換が必要になる可能性があると考えられます。その場合、別途追加費用として請求は可能でしょうか。	トランスの増設・交換に伴い法的な遡及が必要な場合、その改造費および手続を含めて事業者が行うものとします。
7	要求水準書	14	第4.2.(1)	事業期間につきまして、各校年度が指定されておりますが、仮設校舎設計にあたり地盤調査が(スウェーデン式)必要となります。その為、事業期間に関わらず、早期段階で地盤調査を実施することは可能でしょうか。	事業契約締結後であれば、事前調査としての地盤調査は、所定の事業期間より前に実施してよいものとします。時期等については、学校と協議して決定するものとします。
8	要求水準書	17	第4.2.(5).ア	仮設計画をする上で、学校敷地内で絶対に移設等が不可能な付属棟、既存工作物がある場合、図面にて提示していただけますでしょうか。	既設の付属棟及び工作物の移設については、可能な限り現状維持を図る計画とし、移設が避けられない場合は、市、学校、PTA及び地域等と事前に協議を行い決定することが必要となります。なお、移設した場合、工事完了後は移設前の状態に復旧することが必要です。
9	要求水準書	23	第5.2.(2)	耐震補強のVE提案を行う場合は、標準設計の構造体補強に対するVEとし、コンクリートブロック間仕切り壁、EXP.JIについては標準設計のまま(特に改修はしない)としてよろしいですか。また、第三者機関の耐震改修計画評価取得の際に、コンクリートブロック間仕切り壁の地震時脱落等の危険性を指摘された場合は、今回改修工事の対象外としてよろしいですか。	前段は提案によります。後段についてVE提案を行う棟については事業者の責任と費用のもと対応してください。
10	要求水準書	31	第7.1.(1).a	大規模改造設計未済である2校の、校舎の大規模改造工事対象範囲について、耐震補強工事対象範囲と相違がある場合は明示していただけますでしょうか。特に東谷小学校の場合は、耐震補強工事対象範囲の境界上に含まれる教室、また同範囲より東側の教室は使用が困難になる為、大規模改造工事対象範囲に含めて差し支えないでしょうか。仮設校舎や工事計画、重要な部分でありますので、確認の為ご回答下さい。	清和台小学校は、耐震補強工事対象範囲と同じですが、東谷小学校は、耐震補強工事対象範囲に加えて東側の施設台帳棟番号⑩-6を大規模改造工事対象棟としています。要求水準書p.3の表およびその注記に示しています。
11	要求水準書	31	第7.1.(1).a	大規模改造設計未済である2校について、コンピュータ室は大規模改造の対象範囲に該当するのでしょうか。大規模改造設計済の他校の実設計図書を見たと、コンピュータ室は同範囲に該当していない場合が見受けられます。確認の為ご回答下さい。	東谷小学校については、No.10の回答と同じです。清和台小学校については、既に改修済です。

ID	資料名	ページ	項目	内容	回答
12	要求水準書	31	第7.1.(2)	「大規模改造実施設計の仕様は貸与する大規模改造設計仕様書等を参考として、標準設計と同等以上の仕様を有するものとする」とありますが、川西北小学校の実施設計図書において、改修する天井地下が耐震天井地下となっており、桜ヶ丘小学校及び多田小学校では標準的な天井地下となっております。東谷小学校及び清和台小学校の大規模改造実施設計における仕様は標準的な天井地下でよろしいでしょうか。また、実施済校舎に関しても仕様の統一を検討しておられる場合はご回答ください。また、もし全校を耐震天井地下仕様とする場合、別途追加費用の請求は可能でしょうか。	大規模改造実施設計の仕様は、貸与する大規模改造設計仕様書等を参考として、標準設計と同等以上の仕様を有することが必要です。設計済棟の耐震天井化は、VE提案の対象となります。
13	要求水準書	31	第7.1.(2)	「標準設計と同等以上の仕様」とありますが、各校での仕様異なるため、「標準設計」の定義を明示し、基準の統一をはかっていただけますでしょうか。また、設計済棟の内で基準に該当する棟があればご教示下さい。 (例) 鉄部塗装 … DP塗装1級/2級/SOP 床フローリングブロック … 撤去新設/研磨素地調整/PU4回塗/UC3回/UC2回 内部建具 …スチールパーテーション/既存の塗装	標準設計の仕様の統一については、応募者の責任と費用による提案にゆだねます。 市による判断が必要とお考えの場合は、VE提案申請書に記載をお願いします。
14	要求水準書	35	第9.	川西北小学校の北側にある畑の撤去は可能でしょうか。	畑の移設については、可能な限り現状維持を図る計画とし、移設が避けられない場合は、学校等との協議により決定します。なお、移設した場合、工事完了後は移設前の状態に復旧することが必要です。
15	要求水準書	35	第9.	桜が丘小学校の既設体育館への仮設渡廊下は必要でしょうか。	仮設校舎を設置する対象校すべてについて、設置が必要となります。また、位置及びルートについては、事前に学校等との協議が必要となります。
16	要求水準書	35	第9.	川西北小学校、清和台小学校には給食室がありますが、仮設教室にも給食室を見込む必要はありますか。	給食室自体の設置は必要ありませんが、配膳室等の設置は必要となります。詳細については、学校ごとに確認が必要となります。
17	要求水準書	35	第9.	上記について給食室を見込む必要がある場合、小荷物用専用昇降機は必要でしょうか。	給食室自体を見込んでいません。
18	要求水準書	35	第9.1.a	仮設教室に見込む室として既設校舎の未使用普通教室は今回計画教室数に含めない計画と考えて宜しいでしょうか。	現時点で未使用教室はありません。ただし、事業契約締結後については、事業者は、事業者が使用していないと判断した教室を仮設校舎に計画するかどうか、当該対象校と協議することができます。
19	要求水準書	41	第9.3	職員室、各特別教室(図書室、理科室、家庭科室等)において、机周りや収納庫内の物品の梱包作業(箱詰め)および再収納(箱出し)については、学校職員様の作業範疇と考えて宜しいでしょうか。	基本的には、事業者が行いますが、個人情報等重要な資料及び学校運営に必要な物品の梱包については、学校との協議により決定します。
20	要求水準書	41	第9.3	引越に関して、運送作業上の破損事故等に備える為に、物品に対する運送保険を付保する必要がありますが、保険金額の設定のための資料(取得金額、簿価額の入った備品台帳等)は提供いただけるでしょうか。ご教示下さい。	取得金額、簿価等が入った備品台帳が十分整理されていないため、提供することができません。
21	落札者決定基準	11	第6. 落札者決定までの流れ	フロー図の第3次審査の部分において、「入札価格の確認→予定価格を超過→失格」とあります。第3次審査提出書類の様式4-1入札書では、入札金額として、消費税及び地方消費税相当額を除いた額を記載しますが、予定価格には消費税及び地方消費税相当額が含まれています。提出書類の中に、消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載して提出する様式がないようですが、第3次審査においてはこういった金額をもとに「予定価格の金額を超過しているかどうか」の確認を行うのでしょうか。ご教示下さい。	税抜き金額で予定価格の金額を超過しているかどうかを確認するため、入札説明書の修正版には、消費税及び地方消費税を含まない予定価格も提示致します。
22	事業契約書(案)(SPC無)	18	第43条	耐震補強工事業務及び大規模改造工事業務を複数企業で取組むことを検討していますが、当該複数企業で共同企業体(組合)を組成し、施工企業を当該共同企業体とする場合には、本事業契約の当事者である構成企業は、当該共同企業体となりますか、或いは、複数企業それぞれが当事者である構成企業となり、構成企業同士で当該共同企業体を組成することになりますでしょうか。なお、そのいずれであっても、入札までに共同企業体を組成しなければならぬなど、当該共同企業体を組成する時期に制約がありましたら、その旨、ご教示願います。	事業契約書では、施工企業が複数の場合でも共同企業体の組成を義務付けておらず、市は施工企業の構成企業として当該複数企業と契約します。ただし、当該複数企業により共同企業体を組成することは事業者の判断によります。
23	事業契約書(案)(SPC無)	33	第72条. 1項	保証金額が「契約金額の100分の10以上」となっておりますが、事業期間中は継続してこの金額で保証金を納めておくということでしょうか？ 入札説明書34頁第5の3「契約保証金」では、(ア)については引渡し時に返還されるとあります。事業契約書(案)にはこの様な記載はありませんが、どちらの認識が正しいのかご教示ください。	入札説明書を正とし、事業契約書(案)第72条を修正します。